

事 務 連 絡
令和元年10月23日

関係医療機関 御中

石川県健康福祉部地域医療推進室

令和元年度在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業の追加募集について

日頃より、本県の医療行政にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省より標記の国庫補助事業の実施及び事業計画書の提出について連絡がありました。

この国庫補助事業は、訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者が使用する人工呼吸器が長期停電時においても稼働できるよう、停電時に備えて患者に貸し出せる簡易自家発電装置等を整備し、災害時においても患者の生命維持ができる体制の整備を図ることを目的とし、当該患者を診療している医療機関に対して、停電時に備え患者に貸し出せる簡易自家発電装置等の整備に要する経費の一部を、県を通じて補助するものです。

この事業の活用を希望する医療機関におかれましては、下記のとおり、事業計画書を提出いただきますようお願いいたします。

記

1 事業の実施主体

医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所（以下、「医療機関」という。）とする。

2 事業内容

訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している医療機関において、停電時に備えて患者に貸し出せる簡易自家発電装置等を整備する。

※簡易自家発電装置等は、災害等による電力不足に備えて、訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している医療機関が患者の療養の確保に必要な設備を無償で貸し出すために整備するものとする。

※簡易自家発電装置等とは、ガソリン・ガス等で駆動される自家発電装置、人工呼吸器の予備バッテリーをいう。

※実施主体においては、保守・点検等を十分に実施すること。なお、当該事業は、補助した簡易自家発電装置等にかかる保守・点検等のランニングコストは含まれない。

（裏面に続く）

3 基準額・補助率等

基準額：1台当たり 212 千円

補助率：1 / 2（補助限度額 1台当たり 106 千円）

補助対象経費：長期の停電時に貸し出せる簡易自家発電装置等の購入費

4 提出書類

- ・令和元年度事業計画書（様式 1 - 1 9 設備整備事業概要）

※様式のデータは、県ホームページからダウンロードいただけます。

ホーム > 組織から探す > 石川県地域医療推進室 > 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業について

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryousupport/zaitatku/zinkoukokyu.html>

5 提出期限

令和元年 1 1 月 1 8 日（月）

6 提出先

石川県健康福祉部地域医療推進室 医療・介護連携推進グループ 堂高

E-mail: doutaka@pref.ishikawa.lg.jp

※メール送信の件名を「令和元年度在宅人工呼吸器整備事業（医療機関名）」としてください。

7 留意事項

（1）この事業は、県の補正予算に必要な事業費が盛り込まれることを前提とするものであって、また、国や県の予算の範囲内で補助されるものであります。このため、事業計画書どおりに補助金が交付されないことがあります。

（2）対象となる事業は、県からの事業採択の内示を受けた後、令和元年度中（平成 3 2 年 3 月末まで）に契約・納品が行われるものに限りです。

（事務担当）

石川県健康福祉部地域医療推進室

医療・介護連携推進 G 堂高

TEL:076-225-1468

FAX:076-225-1434

E-mail: doutaka@pref.ishikawa.lg.jp